

**最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部、全国人民代表大会常務委員会
法制工作委員会
刑事訴訟法の実施における若干の問題に
関する規定**

2013年1月1日施行

**独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所 知識産権部編**

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会

刑事訴訟法の実施における若干の問題に関する規定

一、管轄

1. 公安機関が捜査する刑事事件が、人民検察院が管轄する汚職賄賂事件に関わるときは、汚職賄賂事件を人民検察院に移送しなければならない。人民検察院が捜査する汚職賄賂事件が、公安機関が管轄する刑事事件に関わるときは、公安機関の管轄に属する刑事事件を公安機関に移送しなければならない。上述の状況において、嫌疑のある主たる犯罪が公安機関の管轄に属する場合は、公安機関が中心となって捜査し、人民検察院はこれに協力する。嫌疑のある主な犯罪が人民検察院の管轄に属する場合は、人民検察院が中心となって捜査し、公安機関はこれに協力する。

2. 刑事訴訟法第二十四条中では、「刑事事件は、犯罪地の人民法院が管轄する」と規定されている。刑事訴訟法に定める「犯罪地」には、犯罪の行為発生地と結果発生地が含まれる。

3. 以下に掲げる事由の一つに該当する場合、人民法院、人民検察院、公安機関はその職責の範囲内で事件を一括して処理することができる。

(一) 1人で複数の罪を犯した場合。

(二) 共同犯罪（共犯）の場合。

(三) 共同犯罪（共犯）の被疑者、被告人がさらにその他の犯罪を行っていた場合。

(四) 複数の被疑者、被告人が行った犯罪に関連性があり、事件の一括処理が事件の事実の解明に役立つ場合。

二、弁護と代理

4. 人民法院、人民検察院、公安機関、国家安全機関、刑務所の現職職員、人民陪審員、外国人又は無国籍者、及び本事件と利害関係を有する者は、弁護人を担当してはならない。但し、上述の者が被疑者、被告人の後見人又は近親者で、被疑者、被告人がその者に弁護人を担当するよう委託した場合は、許可してもよい。行為無能力者又は制限行為能力者は、弁護人を担当してはならない。

1 人の弁護人が同一事件の二人以上の被疑者、被告人を弁護してはならず、同一事件を処理するものではないものの、行われた犯罪に関連性が存在する二人以上の被疑者、被告人を弁護してはならない。

5. 刑事訴訟法第三十四条、第二百六十七条、第二百八十六条は法的援助について規定している。人民法院、人民検察院、公安機関が上述の規定に基づき、法的援助機関に弁護士を選任・派遣し、弁護又は法的援助を提供するよう通知した場合、法的援助機関は通知を受け取った後三日以内に弁護士を選任・派遣するとともに、弁護士の氏名、所属先、連絡先を人民法院、人民検察院、公安機関に書面で通知しなければならない。

6. 刑事訴訟法第三十六条は、「弁護士である弁護人は、捜査期間において被疑者への法的援助の提供、上訴又は告訴の代理、強制措置の変更の申し立てを行うことができ、捜査機関に照会し、被疑者が嫌疑をかけられている罪名と事件の状況を把握し、意見を提出することができる」と規定している。上述の規定に基づき、弁護士である弁護人は捜査期間において、捜査機関に照会し、被疑者が嫌疑をかけられている罪名及びその時点で既に明らかになっている当該犯罪の主たる事実、被疑者に対する強制措置の採用、変更、解除の状況、捜査機関の捜査・身柄拘束期間の延長などの状況を把握することができる。

7. 刑事訴訟法第三十七条第二項は、「弁護士である弁護人が弁護士執業証書、弁護士事務所の証明書及び委任状又は法的援助に関する書簡形式の公文書を持参して拘禁中の被疑者又は被告人との接見を請求する場合、留置場は速やかに接見を手配しなければならない、遅くとも 48 時間を超えてはならない」と規定している。上述の規定に基づき、弁護士である弁護人が拘禁中の被疑者、被告人との接見を請求する場合、留置場は速やかに接見を手配し、弁護士である弁護人が四十八時間以内に拘禁中の被疑者、被告人と面会できるよう保証しなければならない。

8. 刑事訴訟法第四十一条第一項は、「弁護士である弁護人は、証人又はその他の関係組織及び個人の同意を経て、当該者から本事件に関係する資料を収集することができ、人民検察院、人民法院に証拠の収集・取り調べを申請すること、又は人民法院に対して証人に出庭し証言するよう通知することを申請することもできる」と規定している。弁護士である弁護人が人民検察院、人民法院に証拠の収集・取り調べを申請し、人民検察院、人民法院が証拠の収集・取り調べを行う必要があると認めた場合は、人民検察院、人民法院が証拠の収集・取り調べを行わなければならない、弁護士に調査許可決定書を発行し、弁護士に証拠の収集、取り調べをさせてはならない。

9. 刑事訴訟法第四十二条第二項中では、「前項の規定に違反した場合、法により法的責任を追及しなければならず、弁護人に犯罪の嫌疑がかかる場合は、弁護人が引き受けた事件を扱う捜査機関以外の捜査機関が処理しなければならない」と規定されている。上述の規定に基づき、公安機関、人民検察院は、弁護人に犯罪の嫌疑がかかることを発見したか、又は通報、告訴、告発、関係機関の移送を受け、捜査の管轄・分業に従って審査した後に、立件要件に合致すると認めた場合、規定に照らして、弁護人が引き受けた事件を扱う捜査機関の直近上級の捜査機関に報告し、その他の捜査機関を指定し、立件捜査するよう申請するか、又は直近上級の捜査機関が立件捜査するよう申請しなければならない。弁護人が引き受けた事件を扱う捜査機関の下級の捜査機関を指定して立件捜査してはならない。

10. 刑事訴訟法第四十七条は、「弁護人又は訴訟代理人は公安機関、人民検察院、人民法院及びそれらの職員が、法による訴訟上の権利の行使を妨げていると認める場合、同級又は直近上級の人民検察院に上訴又は告訴する権利を有する。人民検察院は上訴又は告訴に対して、速やかに審査を行い、事実であった場合、関係機関に是正するよう通知しなければならない」と規定している。人民検察院は弁護人、訴訟代理人の上訴又は告訴を受理した後十日以内に、処理状況について、上訴又は告訴を行った弁護人、訴訟代理人に書面で回答しなければならない。

三、証拠

11. 刑事訴訟法第五十六条第一項は、「法廷審理の過程において、裁判官は、第五十四条に定める不法な方式による証拠の収集という事実が存在するおそれのあると認めた場合、証拠収集の適法性について、法廷調査を行わなければならない」と規定している。法廷は当事者及びその弁護人、訴訟代理人が提供する関連の手掛かり又は資料に対する審査を行った後に、刑事訴訟法第五十四条に定める不法な方式による証拠の収集という事実が存在する可能性があるとして認めた場合、証拠収集の適法性について、法廷調査を行わなければならない。法廷調査の順序は法廷が事件の審理状況に基づいて確定する。

12. 刑事訴訟法第六十二条は、証人、鑑定人、被害者に対して、「本当の氏名、住所及び勤務先等の個人情報を公開しない」という保護措置を講じることができると規定している。人民法院、人民検察院及び公安機関は法律に照らして、証人、鑑定人、被害者の本当の氏名、住所及び勤務先等の個人情報を公開しないことを決定した場合、判決書、裁定書、起訴状、記録などの法律文書、証拠資料の中で、証人、鑑定人、被害者の個人情報の代わりに仮名等を使用することができる。但し、仮名の使用状況を書面で説明するとともに、

機密の程度を明記し、単独で保存しなければならない。弁護士である弁護人は法廷の許可を得て、証人、鑑定人、被害者の仮名の使用状況について調べる場合、機密保持承諾書に署名しなければならない。

四、強制措置

13. 立保証、居住監視されている被疑者、被告人は正当な理由なくして居住している市、県又は居住監視が執行されている場所を離れてはならず、正当な理由があつて居住している市、県又は居住監視が執行されている場所を離れる必要がある場合は、執行機関の許可を得なければならない。立保証、居住監視が人民検察院、人民法院が決定したものである場合、執行機関は被疑者、被告人が居住している市、県又は居住監視が執行されている場所を離れることを許可する前に、決定機関の同意を得なければならない。

14. 立保証の保証人が保証義務を履行したか否かについては、公安機関が認定し、保証人に対する過料の決定も公安機関が下す。

15. 居住所を指定して居住監視を行う場合、被居住監視人に費用の支払いを要求してはならない。

16. 刑事訴訟法は、勾留は公安機関が執行すると規定している。人民検察院が直接受理した事件で、人民検察院が下した勾留決定については、公安機関に送達して執行するものとし、公安機関は直ちに執行しなければならず、人民検察院は公安機関の執行に協力することができる。

17. 人民検察院の逮捕許可の決定について、公安機関は直ちに執行するとともに、執行証明書を、勾留を許可した人民検察院に速やかに送達しなければならない。まだ執行できない場合も、証明書を人民検察院に送達するとともに、まだ執行できない原因を明記しなければならない。人民検察院が逮捕を許可しないことを決定した場合、公安機関は逮捕不許可決定書を受け取った後、拘禁中の被疑者を直ちに釈放するか、又は強制措置を変更するとともに、執行証明書を、逮捕不許可決定書を受け取った後3日以内に、逮捕を許可しない旨の決定を下した人民検察院に送達しなければならない。

五、立件

18. 刑事訴訟法第百十一条は、「人民検察院が公安機関が立件捜査すべき事件を立件捜査していないと認めて、又は被害者が公安機関は立件捜査すべき事件を立件捜査していないと認めて、人民検察院に申し出た場合、人民検察院は公安機関に立件しない理由を説明するよう要求しなければならない。人民検察院は公安機関の立件しない理由が成立不能で

あると認めた場合、公安機関に立件するよう通知しなければならない、公安機関はその通知を受け取った後に立件しなければならない」と規定している。上述の規定に基づき、公安機関は人民検察院による立件しない理由の説明を求める通知書を受け取った後七日以内に、人民検察院に状況説明について書面で回答しなければならない。人民検察院は公安機関の立件しない理由が成立不能であると認め、立件通知書を発する際に、立件すべきことを証明する関連資料を公安機関に同時に移送しなければならない。公安機関は立件通知書を受け取った後十五日以内に立件を決定するとともに、立件決定書を人民検察院に送達しなければならない。

六、捜査

19. 刑事訴訟法第二百一十一条第一項は、「捜査員は被疑者を取り調べる際に、取り調べの過程を録音又は録画することができる。無期懲役、死刑の判決が下される可能性がある事件又はその他の重大犯罪事件については、取り調べの過程を録音又は録画しなければならない」と規定している。捜査員は取り調べの過程を録音又は録画する場合、記録に明記しなければならない。人民検察院、人民法院は必要に応じて、被疑者取り調べの録音又は録画を調べることができ、関係機関は速やかに提供しなければならない。

20. 刑事訴訟法第四百九条中では、「許可決定は犯罪捜査の必要性に基づき、採用する技術的捜査措置の種類と適用対象を確定しなければならない」と規定されている。技術的捜査措置を採用して収集する資料を証拠として使用する場合、技術的捜査措置の採用許可に関する法律文書を添付しなければならない、弁護士である弁護人は法律に照らして、閲覧、謄写、複写することができ、裁判の過程で法廷に提示することができる。

21. 公安機関は事件について、身柄拘束期間の延長を申請する場合、身柄拘束期間満了の七日前までに提出するとともに、身柄拘束期間を延長する事件の主な内容と身柄拘束期間を延長する具体的な理由を書面で報告するものとし、人民検察院は身柄拘束期間が満了する前に決定を下さなければならない。

22. 刑事訴訟法第一百五十八条第一項は、「捜査期間において、被疑者にほかに重大な犯罪行為があることが判明した場合、第一百五十四条の規定に従って、判明した日から捜査のための身柄拘束期間を改めて計算する」と規定している。公安機関は上述の規定に従って、捜査のための身柄拘束期間を改めて計算する場合、人民検察院の許可を得る必要はないが、人民検察院に報告し、記録にとどめなければならない、人民検察院は監督することができる。

七、公訴の提起

23. 上級の公安機関が下級の公安機関を指定して立件捜査させる事件で、被疑者を逮捕する必要がある場合は、該事件を捜査する公安機関が同級の人民検察院に審査、許可を申請する。公訴を提起する必要がある場合は、該事件を捜査する公安機関が同級の人民検察院に移送し、審査、訴えを提起する。

人民検察院は審査、訴えを提起する事件について、刑事訴訟法の管轄規定に照らして、上級の人民検察院又は同級のその他の人民検察院が訴えを提起すべきであると認めた場合、管轄権を有する人民検察院に事件を移送しなければならない。人民検察院は刑事訴訟法の規定に基づいて裁判管轄を指定する必要があると認めた場合、同級の人民法院と協議し、指定管轄に関する事項を処理しなければならない。

24. 人民検察院は人民法院に公訴を提起するとき、被疑者、被告人の自供の否認に関する資料、証人の証言の変更に関する資料、及び被疑者、被告人に有利なその他の証拠資料を含め、事件の記録・資料とすべての証拠を人民法院に移送しなければならない。

八、裁判

25. 刑事訴訟法第八十一条は、「人民法院は、公訴が提起された事件を審査した後、起訴状に明らかな犯罪事実の記載がある場合には、開廷し、裁判を行うことを決定しなければならない」と規定している。人民検察院が公訴を提起した事件について、人民法院はいずれも受理しなければならない。人民法院は公訴が提起された事件を審査した後、起訴状の中に明確な犯罪事実の告訴があり、かつ事件の記録・資料、証拠が付されている場合、開廷し、裁判を行うことを決定しなければならず、上述の資料が不十分であることを理由として、裁判を行わないことにしてはならない。人民検察院から移送された資料の中に上述の資料が欠けている場合、人民法院は人民検察院に資料を補足するよう通知することができ、人民検察院は通知を受け取った日から3日以内に追加提出しなければならない。

人民法院による公訴が提起された事件に対する審査期間は、人民法院の審理期間に算入する。

26. 人民法院が公訴事件の開廷審理を行う際に、出廷する検察官と弁護人が既に人民法院に引き渡されている証拠の提示、読み上げ、放送・放映を必要とする場合、法廷に提示、読み上げ、放送・放映を申請することができる。

27. 刑事訴訟法第三十九条は、「弁護人は、捜査又は審査・訴えの提起期間において、公安機関、人民検察院が収集した被疑者、被告人の無罪又は罪が軽微であったことを証明する証拠資料を提出していないと認めた場合、人民検察院、人民法院に証拠調べを申し立

てる権利を有する」と規定している。第九十一条第一項は、「合議体は、法廷審理の過程において証拠に対して疑問がある場合、証拠に対する調査、確認を行うため休廷を宣言することができる。」と規定している。第九十二条第一項は、「法廷審理の過程において、当事者と弁護人、訴訟代理人は新たな証人に出頭するよう通知すること、新たな物証を取り調べること、鑑定又は現場検証を改めて行うことを申し立てる権利を有する」と規定している。上述の規定に基づき、事件が審査、訴えの提起に移送された日から、人民検察院は弁護人の申し立てに基づき、公安機関に対して、提出されていない被疑者、被告人の無罪又は罪が軽微であることを証明する証拠資料の取り調べを行うことができる。法廷審理の過程において、人民法院は弁護人の申し立てに基づき、人民検察院に対して、提出されていない被告人の無罪又は罪が軽微であることを証明する証拠資料の取り調べを行うことができ、人民検察院に対して、調査、確認が必要な証拠資料の取り調べも行うことができる。公安機関、人民検察院は証拠資料の取り調べを求める決定書を受け取った後3日以内に引き渡さなければならない。

28. 人民法院は法により、証人、鑑定人に出廷して証言するよう通知する場合、証人・鑑定人出廷通知書を検察側と弁護側の双方に同時に送付するものとし、検察側と弁護側はこれに協力しなければならない。

29. 刑事訴訟法第八十七条第三項は、「公訴人、当事者又は弁護人、訴訟代理人が鑑定意見に対して異議があり、人民法院が鑑定人の出廷が必要であると認めた場合、鑑定人は出廷して証言しなければならない。人民法院の通知を経て、鑑定人が出廷、証言を拒んだ場合、鑑定意見を事件確定のための根拠としてはならない」と規定している。上述の規定に基づき、法律により出廷すべき鑑定人が人民法院の通知を経て、出廷、証言しない場合、鑑定意見を事件確定のための根拠としてはならない。鑑定人が、不可抗力の原因で、又はその他の正当な理由があつて出廷できない場合、人民法院は事件の審理状況に基づいて審理の延期を決定することができる。

30. 人民法院が公訴事件の審理にあたり、新たな事実があることを発見し、それが犯罪認定に影響を及ぼすおそれのある場合、人民検察院は追起訴又は訴えの変更を要求することができ、人民法院は人民検察院に追起訴又は訴えの変更を提案することができる。人民法院が人民検察院に追起訴又は訴えの変更を提案した場合、人民検察院は7日以内に回答し、意見を示さなければならない。

31. 法廷審理の過程において、被告人が他者の犯罪行為を摘発し、又は重要な手がかりを提供し、人民検察院が調査・確認する必要があると認めた場合、追加捜査を提案することができる。

32. 刑事訴訟法第二百三条は、「人民検察院は人民法院が事件の審理にあたり、法律に定める訴訟手続に違反していることを発見した場合、人民法院に対して、是正意見を提出する権利を有する」と規定している。法の定める手続に違反している法廷の審理活動に対する人民検察院による是正意見の提出は、人民検察院が法廷の審理後に提出しなければならない。

九、執行

33. 刑事訴訟法第二百五十四条第五項中では、「執行に付する前における一時的な刑務所外での服役については、執行に付する人民法院が決定する」と規定されている。被告人が拘留、有期懲役、無期懲役の刑を言い渡される可能性がある場合で、一時的な刑務所外での服役の要件に合致する場合、被告人及びその弁護人は人民法院に一時的な刑務所外での執行を申し立てる権利を有し、留置場は状況を人民法院に伝達することができる。人民法院は審査するとともに、執行に付する前に一時的な刑務所外での服役を行うか否かの決定を下さなければならない。

34. 刑事訴訟法第二百五十七条第三項は、「一時的な刑務所外での服役の要件に適合しない犯人が賄賂などの不法な手段によって一時的に刑務所外で服役した場合、刑務所外での服役期間は執行刑期に算入しない。犯人が一時的な刑務所外での服役期間に逃亡した場合、逃亡期間は執行刑期に算入しない」と規定している。人民法院が一時的な刑務所外での服役を決定した犯人に上述の状況があった場合、人民法院は収容を決定すると同時に、刑期に算入しない期間を確定しなければならない。刑務所の管理機関又は公安機関が一時的な刑務所外での服役を決定した犯人に上述の状況があった場合、犯人が収容された後、所属の刑務所又は留置場は所在地の中級人民法院に執行刑期への不算入に関する提案書を速やかに提出しなければならない、人民法院が審査、裁定する。

35. 収容執行の決定が下された社区矫正人員¹が逃亡した場合、社区矫正機関は公安機関に直ちに通知しなければならない、公安機関が追跡・逮捕の責任を負う。

十、事件に係る財産の処理

¹比較的罪が軽く、悪質でもなく、反省の色が見られ、地域内で監督・教育・矯正を受ける者—訳注

36. 刑法の規定に従って没収すべき違法所得及びその他の事件に係る財産については、法により被害者に返還する財物及び法により廃棄する禁制品を除き、必ず国庫に一律上納しなければならない。封印、差押えとされ事件に係る財産について、法により移送しない場合は、人民法院によって効力を生じる判決、裁定が下された後に、人民法院が封印・差押え機関に国庫に上納するよう通知し、封印・差押え機関は人民法院に執行証明書を送付しなければならない。金融機関で凍結されている不法所得及びその他の事件に係る財産については、人民法院によって効力を生じる判決、裁定が下された後に、人民法院が関係金融機関に国庫に上納するよう通知し、関係金融機関は人民法院に執行証明書を送付しなければならない。

差押え、凍結とされた債券、株券、ファンド持分等の財産について、差押え、凍結期間に、権利者が売却を申請した場合で、差押え・凍結機関による審査を経て、国家の利益、被害者の利益を損なわず、訴訟の正常な進行に影響しない場合、及び差押え、凍結とされた為替手形、約束手形、小切手の有効期限がまもなく満期を迎えようとしている場合は、判決の効力が生じる前に、法律に照らして売却又は現金化することができ、得られた代価については、差押え・凍結機関が保管するとともに、当事者又はその近親者に速やかに告知する。

37. 刑事訴訟法第四百二十二条第一項中では、「人民検察院又は公安機関は、犯罪捜査の必要に応じて、規定に従い、被疑者の預金、送金、債券、株券、ファンド持分等の財産を照会し、凍結することができる」と規定されている。上述の規定に基づき、人民検察院、公安機関は預金、送金、債券、株券、ファンド持分等の財産を差し引いてはならない。被疑者、被告人が死亡し、刑法の規定に従ってその者の違法所得及びその他の事件に係る財産を没収しなければならない場合、刑事訴訟法第五編第三章に定める手続を適用し、人民検察院が人民法院に違法所得の没収申請を提出する。

38. 被疑者、被告人が死亡し、現有の証拠によって、違法所得及びその他の事件に係る財産が存在し、没収すべきであることが裏付けられている場合、公安機関、人民検察院は調査することができる。公安機関、人民検察院は調査を行い、法により封印、差押え、照会、凍結とすることができる。

人民法院は事件の審理の過程において、被告人が死亡した場合は、審理終了の裁定を下さなければならない。被告人が逃亡した場合は、審理中止の裁定を下さなければならない。人民検察院は、法により、人民法院に違法所得の没収申請を別途提出することができる。

39. 人民法院が法により下した違法所得の没収の裁定について、被疑者、被告人の近親者及びその他の利害関係者又は人民検察院は五日以内に上訴、抗訴を提起することができる。

十一、その他

40. 刑事訴訟法第四百七十七条は、「被疑者に対する精神鑑定の期間は事件処理期間に算入しない」と規定している。上述の規定に基づき、被疑者、被告人が拘禁中の事件について、被疑者、被告人に対する精神鑑定の期間を事件処理期間に算入しないことを除き、その他の鑑定期間はいずれも事件処理期間に算入しなければならない。鑑定期間が比較的長い場合、事件処理期間が満了しても依然として終了できない事件については、期間満了日から、身柄拘束されている被疑者、被告人に対する強制的な措置を変更し、立保証又は居住監視に改めなければならない。

国家安全機関が法律の規定に従い、国家の安全を脅かす刑事事件を扱う場合は、本規定中の公安機関に関する規定を適用する。

本規定は2013年1月1日より施行する。1998年1月19日に公布された『最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会の刑事訴訟法の実施における若干の問題に関する規定』はこれと同時に廃止する。

最高人民法院

最高人民検察院

公安部

国家安全部

司法部

全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会

2012年12月26日